

4 運転時間による基準の考え方

(1) 運転時間の定義について

運転の定義は以下のとおりです。

一運行の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む一運行で運転する時間をいう。

1日の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む1日の乗務で運転する時間をいう。

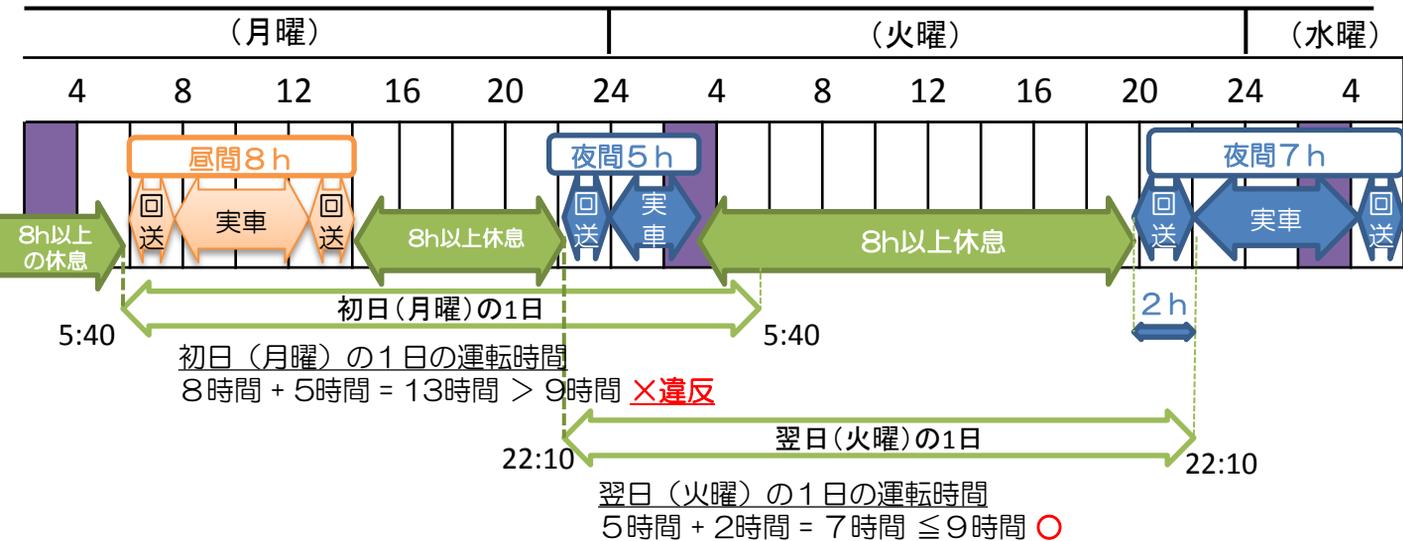


(2) 1日の運転時間について

1日の運転時間は、9時間を超えないものとします。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとします。

※昼間及び夜間のワンマン運行の一運行の運転時間についても上記の範囲内とします。

①1日の運転時間は、始業から24時間以内に運転した運転時間の合計とします。



②貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで1日の運転時間が9時間を超えることができます。

自社運行については、1週間に3回まで、1日の運転時間が9時間を超える乗務が可能です。ただし、勤務時間等基準告示における1日当たり2日平均の運転時間9時間の基準と併せて考える必要があります。

③貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができますが、勤務時間等基準告示における1日当たり2日平均の運転時間9時間の基準と併せて考える必要がありますので、以下の例を参考に運行を計画して下さい。

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
○(違反なし)	運転時間 10時間	運転時間 8時間	運転時間 7時間	運転時間 10時間	運転時間 10時間	休日	
○(違反なし)	運転時間 8時間	運転時間 10時間	運転時間 10時間	運転時間 8時間	運転時間 10時間	休日	
×(本配置基準違反)	運転時間 10時間	休日		運転時間 10時間	運転時間 7時間	運転時間 10時間	休日
違反(本配置基準: 9時間を超える運転時間は週に3回まで)							
×(本配置基準違反)	運転時間 9時間	休日		貸切委託運行 運転時間 9時間	貸切委託運行 運転時間 10時間	運転時間 9時間	休日
違反(本配置基準: 貸切委託運行の運転時間は例外なく9時間まで)							
×(勤務時間等基準告示違反)	運転時間 7時間	運転時間 10時間	運転時間 9時間	運転時間 10時間	運転時間 7時間	休日	
違反(勤務時間等基準告示: 1日の運転時間は2日平均で9時間)							

※なお、勤務時間等基準告示の詳細には、厚生労働省が発行している「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>)においてポイントが記載されておりますので、併せてそちらをご確認下さい。